

## 定 款

(名 称)

第1条 本社は、徳島大学地域防災無線研究会という。

(事務所)

第2条 本社の事務所は、徳島県徳島市南常三島町2-1  
徳島大学内に置く。

(目 的)

第3条 営利を目的とせず、アマチュア無線の健全な普及・発展に寄与するとともに、災害科学ならびに科学技術に対する理解と関心を深め、地域の連携と地域防災の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本社は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 無線従事者の育成
- (2) アマチュア局の設置と運営
- (3) アマチュア局との交信に必要な技術の調査研究
- (4) アマチュア局を利用した災害時の自立的な通信手段の確保に必要な技術の調査研究
- (5) 地域と連携し、地域防災を推進するための事業
- (6) その他、本社の目的達成に必要な事業

(社団の活動期間)

第5条 本会社に許可されている免許の期間とする。

(会員の種類と資格)

第6条 本社の会員は、正員と准員の2種類とする。

- (1) 正員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者（施行規則第34条第8号に規定する者を含む。）で、本社の目的に賛同する者
- (2) 准員 前項の資格者以外の者で、本社の目的に賛同する者

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納
- (2) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき
- (3) 死亡

(会員の権利)

第8条

- (1) 本社の設置するアマチュア局その他の施設を利用すること
- (2) 正員は、総会の議決権を行使すること
- (3) 准員は、総会で意見を述べること。

(会 費)

第9条 会費は社団に出費の用があるときに限りその都度必要額を会員数で均等に除した金額を会員が負担することで充当する。ただし、総会にて別の方法が決定した場合にはその決定に従う。

(役 員)

第10条 本会社に次の役員をおく。

- (1) 理事 若干名
- (2) 監事 1名

(役員を選出)

## 第11条

- (1) 理事と監事は、会員の中から選任する。
- (2) 会長は、理事の中から選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、本団に許可されている免許の期間とする。

(役員業務)

## 第13条

- (1) 会長は、本団を代表し、業務の掌理統括する。
- (2) 理事は、会長を補佐し、本団の業務を執行する。
- (3) 監事は、会計および理事の職務を監査する。

(理事会)

第14条 理事会は会長が招集し、本団の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、年1回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、理事会または正員の2分の1以上から理由を付して要求のあったとき開催する。また、本団の免許が失効した場合は、速やかに解散のための臨時総会を開くものとする。

(議決方法)

第16条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事)

第17条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画
- (2) 定款の変更
- (3) 解散

(資産)

第18条 本団の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。

(会計期間)

第19条 本団の会計期間は、本団局に許可されている免許の期間とする。

(届出)

第20条 会長は、

- (1) 構成員(正員)に変更があったときは、すみやかに地方総合通信局長に届け出る。
- (2) この定款または理事について変更しようとするときは、あらかじめ地方総合通信局長に届け出る。